

今後の母子及び父子福祉

対策のあり方について（答申）

昭和五五年四月二五日

神奈川県児童福祉審議会

施策を推進するにあたっての基本的な考え方について

1 母子・父子家庭における「親子の一体化」の原則について

従来、母子・父子家庭の生活実態のは握と施策については、ほとんど親中心に考えられ、直接児童を志向するものは不十分であった。そこで、児童自身の生活実態とニーズを握し、その健全育成に向けての福祉施策を樹立することが必要である。今後は、すべての実態は握と施策の立案・実施は、こうした親子の一体化の原則の上に、行わなければならない。

2 物質的・経済的施策とともに精神的・人間的・家庭機能的施策の必要性について

従来の母子福祉対策は、ややもすると母親による自立のための物質的・経済的援助に傾いていた。ところが、県調査によると、母子・父子家庭の発生原因は、「死別」によるものから、離婚、遺棄等の「生別」によるものが増大し、なお今後、この傾向が顕著になることが推察される。このことは、いわば人間関係の問題を有する父、母が顕在化することであり、そこからの親子の精神的立直り

母子・父子家庭の実態について

一 母子家庭は、神奈川県内に約三万六〇〇〇世帯と推定され、その発生原因は、従来の死別によるものから離婚、遺棄等によるものが多くなっている。また、発生原因の変化だけでなく、若年母子家庭、高年化母子家庭、未婚の母の発生といった形態の多様化に加えて、生活状態の新たな負担と困難も増大している。

このような状況にあつて母子福祉対策は、母子福祉法等に基づく母子相談員の設置、自立のための福祉資金の貸付制度及びその他の

施策が、それ相応の努力のもとに行われている。

二 一方父子家庭は県下に約七七〇〇世帯と推定されており、昭和五十四年度の調査で明らかにされたように、母子家庭と同様、死別によるものより離婚等の生別によるものが多く、食事等の日常家事も、半数近くは父親みずからが行っている状態である。

これに対して、父子家庭対策はまだ緒に付いたばかりの状況である。

そこで母子・父子家庭に対する福祉対策は、従来の施策を見直すとともに今後一層の拡充、強化をはからなければならない。

と世代を異にする親子間の調整、子どもの人格の発達、そして、物質的・経済的援助のみではどうにもならない家庭機能の安定化など、その援助対策は綿密性と専門性が要求される。

むしろ、従来の一般認識と異って、父子家庭も母子家庭と同様に、物質的・経済的困難性を有するものが少なくないのであるから、この面の援助対策ももとより必要といわざるをえない。

3 母子家庭と父子家庭の同質性と異質性の明確な認識について

前記は、主に母子家庭と父子家庭の同質性についてである。異質性については、例えば、母子家庭は、相対的に就業と経済生活がやはり不利であるが、母親の関心はより家庭機能に集中し、親子関係はより密である。その他、子どもの行動面では、父子家庭に比べ非行の発生が遅く、子どもが就業等で独立、別居後に問題の多くが発生することがあげられる。父子家庭は、相対的に就業と経済生活は有利であるが、父親の家庭機能への関心はより薄く、地域生活は孤立しやすく、疎である。子どもの行動面では、低年齢化現象が進むなかでも、より早く非行が発生し、自殺が

より多いことがあげられる。これらは、母子家庭に父性が不足し、父子家庭に母性が不足することによるともいえる。これら母子家庭と父子家庭の同質性と異質性について、今後より明確にし、そのニーズに適合した施策を行わなければならない。父子福祉対策が、単なる母子福祉対策の模倣的移行であってはならないのである。

4 類型化による対象は握と施策のきめ細かい重点的活用について

母子及び父子家庭は、少なくとも同居の支援親族の有無という家族形態、家計の経済状況、育児中心の若年と家事・教育中心の中年と親子分離の高年という親の年齢段階、並びに親の就業終了時間の早遅等によって、その家庭機能の安定度と質に著しい差が生じている。子どもについては、養育者の必要度とその内容を異にする年齢段階、家事援助機能をもつ性別と年齢段階、片親家庭であることを自覚する学童期後半、入学・就学資金の必要な高校以上、非行や自殺問題発生の思春期等の別がある。

そこで、今後は福祉資源の重点的有効活用ときめ細かい施策のために、対象のこれら区分による類型的は握と、それに対応する適切

な援助が必要である。

5 施策の総合化について

母子・父子家庭の施策領域は、医療・保健、相談指導・治療、保育、教育、家事、家計、就業、住宅、親族、地域生活、再婚、法律等にわかれる。前記の施策の類型化は、これら施策の重点的、かつ、きめ細かな施策適用に資するセッティングとして行われるべきである。

しかし、現実には、さまざまな施策領域が、それぞれのタテ割の法律・予算等のもとに著しく専門分化し、住民にはわかりにくく、かつ、活用しにくいところに問題がある。ぜひ、施策領域のサービス機能が相互に連携し、母子・父子家庭にわかりやすく、かつ、活用しやすいよう、その総合体系化をはかることが必要である。とくに地域にあつては、一つは、母子・父子家庭のための各専門施策領域のサービスが、できる限り総合的に受けられるよう、これら家庭サービス機能の充実一体化が望ましい。二つは、さらに母子・父子家庭の身近にあつて、その個別ニーズに直接対応し、かつ、必要に応じて母子・父子家庭が、このサービス機能その他の施策資源をも十分選択し活用しうるよう、住民サ

イドの立場から、その支援のための相談指導者が必要なのである。

6 母子・父子家庭の主体化とサービス機関の援助並びに応能負担について

母子・父子家庭の福祉は、あくまでも母子・父子家庭自体が主体となつて、その権利を確保し、活用すべき施策は活用して、みずからの努力により自立と安定を実現していくべきである。したがつて、福祉施策はその存在と内容を知らしめればよく、あとは原則として対象家庭の支援要請に基づいてなされるべきである。この意味で、支援施策は、常に、対象家庭が主体的に活動できるように支援することを、中心眼目とすべきである。対象家庭の過度依存に対しては、その態度の改善等を支援すべきであつて、ただ、依存を助長するようなことは、真の支援とはならないことを銘記すべきである。同じような意味で、対象家庭に施策活用の負担能力がある場合は、その能力に応じて妥当な負担を求めることこそ、その施策活用をより有意義にし、かつ、その主体的自立性を育てることになることを十分考えるべきである。

7 問題対応の消極福祉から予防福祉そしてプランニングの積極福祉へ

従来の福祉施策は、対象の存在を前提として、そのもつ問題への対応と解消をはかる事後処置的福祉が多かつた。事後処置に対し予防があらゆる点ですぐれ、また、対象家庭のもつ問題よりも、対象家庭自体の基礎条件を解消する方が、はるかに根本的解決になることも、しばしばみられるとおりである。母子・父子家庭にあつては、一面で死別、生別に対する発生予防の支援をし、他面で再婚による自主解消を支援することも必要な福祉施策であると考えられる。

また、発生した母子・父子家庭の長期的家族周期を明確化して、問題の発生を未然に防ぐ生活プランニングの支援も基本的な重要課題である。片親家庭が片親家庭を生むような悪循環の再生産過程は、このプランニングによつて断ち切らねばならない。こうしたことは、母子・父子家庭の親と子が、その生活と問題に埋没し流されることから、主体的に自立し、生活を創造し、問題を未然に克服することをめざすことになる。従来、施策はとかく暗い問題に密着してきたきらいがあり、このような明るい建設的支援の施策こそ、今後積極的に押し進めるべきであらう。

8 母子・父子家庭の地域とのかかわりの促

進とモデル地区の設定について

母子・父子家庭の抱える問題は、子どもの養・教育、家事、就業や緊急時の対応等、いずれをみても地域社会と切り離して考えることはできない。しかも、母子・父子家庭は、その精神的・身体的・時間的な余裕のなさから、近所づきあい等がいきおい疎遠となりやすく、地域生活で孤立していることも多い。他方、地域社会には、公共機関のみならず、母子福祉会をはじめとする各種の民間団体、ボランティア団体、企業と組合、そして、子どもの各種サークルから親族関係までがある。これら地域社会のネット・ワークに、孤立しがちな母子・父子家庭を包含し、ともにノーマライゼーションとインテグレーションのもとで、相互扶助と地域福祉に参加することこそ、重要な課題である。これら多面的な地域福祉の自治活動実現のために、さらにモデル地区の設定を行うことが必要であらう。

9 母子福祉団体と父子福祉団体の育成について

母子福祉団体と将来結成が期待される父子福祉団体は、ともにその自主活動を通じて、母子家庭及び父子家庭の福祉向上をみずから図るとともに、幅広く地域福祉を推進する機

能をもつ団体として位置づけられるものである。

この結成と自主活動の活性化をはかり、これらの団体が対象家庭のための福祉活動をさらに積極的に進めるよう、現在からの厚き育成支援対策が必要である。

母子・父子家庭の調査について

本県における母子・父子家庭の調査は、母子家庭については昭和四十九年度、父子家庭については昭和四十九年度と昭和五十四年度になされ、本答申の資料も多くこれらに拠っている。しかし、年々新しく母子・父子家庭になるものは握と、変動激しい生活実態を常にとらえておくことは、施策の基礎資料として欠かすことのできないものである。したがって、少なくとも五年前後を一定期間として、全対象世帯向けの調査を継続して実施すべきである。

母子・父子家庭の福祉の理念と目的を實現化するための基礎判断指標とそのスケール化について

施策はすべて、母子・父子福祉の理念と目的の實現化をめざすものだが、具体的にどのような状態を現出させるのか、さらにどのような条件をととのえるのかとなると、必ずし

も明確にされていない。したがって、各種の施策も、ときには統合化されず、思いつきに流れるきらいがある。昭和五十四年度の父子家庭実態調査では、一部、父親の生活の満足・不満足への影響因子という形で試みられたが、今後は、一定年度ごとの調査と事例研究の積重ねによつて、母子・父子家庭の親と子の生活関係が、その典型的家庭周期において、どのように発達していくものか、その際の最低必要段階と望ましい段階を示す指標とは何かを、明確化する必要がある。後記の母子（父子）福祉手帳内にのせるべき各種の自己診断チェック・リストも、やがては、母子・父子家庭に個々の指標スケールの中に統合化されていくものである。

こうした指標ができることにより、母子・父子家庭の福祉の理念と目的、及び実態とのギャップが明らかとなり、全体的施策の重点化、及び個々の家庭問題の重点的対応もはじめて可能となる。このことは、福祉資源の有効活用ときめ細かい施策の実施にもなり、また、施策効果の測定による励み、そして主体的くふうと創造にも結びついていくものと考えられる。大きくは、各種の施策がウエイトつけをもつて統合化され、中・長期計画と年

度ごと計画が、ここより全体的にまた個別ケースにおいて、行政科学的に行えるようになる。

同時に行政と地域と家庭自体が行うべき領域も明確化されて、それへのより深い確な支援方法も明らかにされるものと思う。

施策の効果測定とそれに基づき柔軟な重点施策の創造について

従来、施策はいったん実施されると、十分な再検討の機会もなく、継続されることが多かった。今後は、福祉資源の充実拡大につとめる一方、資源の有効活用のため、調査による生活実態のは握とともに、たえず施策効果の測定を行い、そこに真に必要とされる有効な施策の発見と重点化、そして自主的創造と柔軟な展開を、勇気をもってはかる必要がある。

市町村が行う母子・父子福祉施策の積極的推進について

母子・父子家庭の福祉向上は、地域社会と密接なかかわりをもつ。そこで、この地域社会と深い関連をもつ市町村が、今日の「地方の時代」の理念をふまえ、その地域の実情に即して母子・父子福祉の施策を自主的、かつ創造的に展開し、さらに推進する必要がある。

る。そして、国・県はこれに対して積極的、全面的に支援を行うべきである。

母子及び父子福祉対策推進のための 具体策について

一 母子・父子家庭の発生予防と再婚への援助

(母子・父子家庭の発生予防) (略)
(母子・父子家庭の発生に対する備え)

母子・父子家庭の中には、遺産相続、財産分与、慰謝料、子の認知・氏の変更・扶養料等の民法上の権利義務関係、年金等の社会保障、各種手当・資金の貸付・サービス等の福祉制度などについて、知識と活用が乏しく、そのためにみずみず不利におちいる例も少なくはない。また、民法、年金・保険制度等の知識と活用の欠如が、結局福祉諸制度への過重な負担となる例も、しばしばみられるところである。

そこで、予めこれらの知識をもち、その行使、活用に遺憾なきよう、配慮をすすめる必要がある。とくに発生前後は、当事者は不安定であり、一時の感情に押し流されることも多いから十分な援助が必要であらう。

(母子・父子家庭の再婚の援助)

現在、再婚希望は、母子家庭の母一二%、父子家庭の父四二%であるが、生別若年の親にこの希望が多いことから、今後になお増加が見込まれる。さらに、このほかに母子家庭の母には「わからない」が三〇%、父子家庭の父には「子どものことを考えてまよっている」が二七%あり、以下に述べるような施策が整えば、再婚希望は、なお増加するものと思われる。

再婚は、母子・父子家庭にとって、その自主的な問題解消の一つの道であり、希望者には、そのあい路となっている機会や資金のないこと、子どもの適応の可否等について、積極的に支援してよいと思われる。このことは高年者にとつては、孤独な単身者ないし独居老人への対策にも通じるものである。

(結婚・家庭教育の充実等)

ア 結婚・家庭教育 アメリカのファミリー・ライフ・エデュケーションのように、学校教育及び対青少年・家庭・市民等の社会教育において、疾病・事故・自殺の予防のための健康、安全教育とともに、人間関係破綻予防のための男女関係・配偶者選択・結婚・家庭生活、そして、市民生活に最低限必要な民法、年金・保険制度、福祉諸制度の基礎等に

ついて、教育する必要がある。

そして、これらの教育の教材になる生活指針の小冊子を作成し、毎年の成人式等において、青年に配布することが望ましい。

イ 結婚相談所の再開発 現在の公立結婚

相談所は、個々に結婚紹介機能のみを行っているが、かならずしも十分な成果をあげているとはいいがたい。今後は、再開発して、一つは、少なくとも公立機関同士が連絡、提携して、紹介資源を拡大し、とくに片親家庭の親により重点をおいて、紹介機能の成果をあげるようにする。隣接都県の公立機関との連絡、提携もあつてよく、将来は信用における民間機関との連絡、提携もはかれるようになる。二つは、結婚前の男女関係、配偶者選択、結婚への準備、及び、結婚後の夫婦、親子、親族関係を主とする家庭生活、並びに、再婚における夫婦、親子、子ども同士の人間関係について、親子にわたる専門相談(マリッジないしファミリー・カウンセリング)が行えるようにする。むろん、家庭裁判所相談室、法律相談、年金相談、福祉関係相談、医療・保健相談等と密接な連携をとる。

以上、これらにより、母子・父子家庭の発生、及びそれに対する備え、並びに再婚への

援助の具体的対策とし、かつ家庭生活や再婚に支障を来たす親のパーソナリティ上の問題をも、できる限り相談治療しうるようにする。

2 母子・父子家庭とのかかわりと広報活動

(母子・父子家庭との関係の成立と維持)

施策は、母子・父子家庭と何らかの接触、関係が生じるところに現実化する。これまでも、母子・父子家庭の不安定な問題が、施策の福祉ネット・ワークと結びつくことよって、解消した例は少なくない。その意味で、本県が昭和五十三年度を実施した母子福祉手帳の配布、及び昭和五十四年度に実施した父子家庭実態調査は、本県の母子・父子家庭全数に対する接触、は握、広報を行ったこととなり、その意義はすこぶる大であった。

しかし、問題は今後新しく発生する母子・父子家庭といかに接触し・関係をつけ、は握と広報を実施していくかである。くれぐれも、福祉のネット・ワークから落ちこぼれ、孤立したまま問題や危機に見舞われる母子・父子家庭のないことを期さねばならない。とくに本県は、やや鎮静化したとはいえ、首都圏の人口流動地帯にあり、親族、友人、知人、地域組織からも孤立した家庭が生じやす

いことを十分配慮する必要がある。まして、母子・父子家庭はあらゆる面で生活に余裕がなく、かつ接触を控えてひっそりとくらす傾向があり、いつそう孤立化を深めやすいことに、思いをいたさねばならない。

以上の接触と関係の成立、維持、そして広報活動のためには、次の諸施策が必要である。

(新発生家庭への接触と広報活動)

ア 広報用パンフレットのとおき配布
パンフレットの内容は、福祉制度の趣旨、福祉ネット・ワークとの連絡方法、後述の母子(父子)福祉手帳の受けとり方法などを記入した簡単なものでよい。配布のとおき場所は、母子・父子家庭の親子、親族、友人、知人等の眼にふれやすい場所。例えば、市町村における住民窓口、社会保険事務所、福祉事務所、社会福祉協議会、職業安定所、保健所、児童相談所、保育所、学校、青少年会館、家庭裁判所、郵便局、駅、企業、組合、その他相談機関、地域センター等。

イ 県、市町村広報紙、県提供のテレビ番組の活用
パンフレットの内容と同様なものをもちこむ。

ウ 電話相談の設置
母子福祉センターを

中心に各地域に、例えば、母子・父子福祉推進員などのところに設ける。また、主たるところには夜間・休日用の留守番電話を設置する。電話相談は子どもからかけられるものとする。

エ 母子・父子福祉週間の設置
母子・父子家庭について、一般県民に広く理解を得るため、母子・父子福祉週間を設置し、これについて新聞・テレビ・ラジオ等のマスコミに協力を求めるとともに、ポスターを上記各場所及び街の掲示板等に掲示する。

オ 母子相談員、母子・父子福祉推進員、母子福祉会員、民生・児童委員等の活動
当地区の母子・父子家庭の発生に注意し、接触するようにする。訪問は最も確実にインターネットな方法であることを、銘記しておくたい。

(母子・父子家庭のは握と母子(父子)福祉手帳の配布等)

ア 母子・父子家庭のは握と母子(父子)福祉団体への加入促進
により接触しえた母子・父子家庭については、地域の福祉事務所、母子相談員、母子・父子福祉推進員とところで名簿を作成し、は握しておく。また、その際できる限り地域の母子福祉会(将来結

成が期待される父子福祉会への加入を促進する。父子家庭との関係の成立・維持並びに広報活動については、当分、母子相談員、母子・父子福祉推進員、母子福祉余事の協力を要しよう。なお、会の加入は強制でなく、できる限りその趣旨を了解してもらい自発的に行われるようにする。

イ 母子（父子）福祉手帳の配布 母子・父子家庭との接触と関係が成立した時点で、この手帳の配布を行う。また、一定年度ごとに内容の変更事項を刷新した手帳を全家庭に配布する。生活に余裕なく、孤立しがちな母子・父子家庭にとり、この手帳は、生活問題全般にわたる生きる座右の指針と資源の手引となるものである。

次に、現在の母子福祉手帳をもとに次の点を改訂したい。

ア 無料、割引き優待施設を拡大する。

イ 全体に図説的にし、法律・制度などをわかりやすくする。ウ 必要な親族法の解説と家庭裁判所相談室の所在地・電話等を入れる。エ 日本育英会等の奨学金の解説をふやす。オ 資金援助、例えば県南町村の中小企業金融施策などと各種機関の紹介、所在地、電話などを平易に説明する。カ 母子

相談員の氏名、母子・父子福祉推進員の氏名、住所、電話等を明記する。キ 親子の

教育、資格取得の手続、講習等の説明を入れる。ク 健康の手引、健康グラフ等を親子の自己診断チェック・リストとともに入れ、

要注意の場合、及び緊急の傷病の場合の医療・相談機関を明示する。ケ 養・教育の手引と親子の自己診断チェック・リスト、例えば、非行や自殺予防のチェック・リストを入れ、

要注意及び緊急用の相談先を明示する。コ 子どもの生活に必要なもの、例えば、地域の施設、グループ等を、子どもにわかりやすく解説する。クニ 親不在の場合の病気、

事故等の緊急対応を、子どもの自己処置と緊急連絡先を結びつけて明示する。カ 電話による相談の電話番号を明記する。

ウ 母子福祉団体機関紙「しらゆり」の全母子家庭への配布 今日的ニュース、話題、行事、相互連絡等を全母子家庭に周知させるよう、発行、配布する。なお、将来父子福祉団体が結成され、機関紙が発行された場合も、同様の配慮を検討されたい。

エ 工事例集の作成配布 また、「しらゆり」特集号等で、生活の安定と向上を図った具体的な事例集の作成配布を考えられたい。

3 親族の活用と支援（人的資源・その一）（略）

4 母子相談員の充実と母子・父子福祉推進員の新設（人的資源・その二）
（母子相談員による総合的支援）

現在、本県において母子相談員は県所管地域の二三福祉事務所に二四名（常勤五名、非常勤一九名）が配置されている。相談内容を見ると、貸付け等の経済上の相談が六二％であり、これに就職・生業・住宅等の相談を加えると七五％になる。また、一件あたりの相談回数は一・八回となっており、そのうち九五％が何らかのかたちで解決がはかれるが、他の適切な関係機関へつなげられている。しかしながら、年間を通じて母子家庭と母子相談員との関わりあいは、まだまだ少ないものと思われ、母子相談員活動がさらに地域に根ざしたものと発展することが期待されている。このことは、母子家庭のもつ問題が複雑、多様化し、その解決が困難になってきている現在、母子相談員の役割は、単に福祉資金貸付制度やその他の諸制度の窓口というだけでなく、母子家庭の自立への援助が可能となるよう、相談指導の専門性の確保が強く望まれているのである。こつした意味

で、母子相談員の職務内容は、具体的には家庭紛争、児童の養育、結婚、その他の問題、及び環境的原因や母子の性格上の問題に起因する困難性の高い相談への対応が、時代的要請になっていくと考えられる。また、このような困難ケースの増加にともなうて、母子相談員が、問題の解決がはかられるまで継続して取り組めるような相談体制の充実も望まれる。

そこで母子相談員は、担当地域内母子家庭の生活全般に対応する、いわゆるホームドクターとして、個別の母子家庭の状況をよく理解して問題解決につとめ、かつ、必要に応じた複雑多岐な福祉、教育、労働、住宅、司法等の機関資源をも紹介し活用しうるものでなければならぬ。それは、個々の家庭生活に対応し、かつ、個々の家庭側から、その生活にかかわるあらゆる施策、資源を総合的に活用しうる、総合的支援者の役割である。そして、この役割は、他の個々のタテ割的機関や資源では果たせない、母子家庭の主體的統合生活にかかわり、そこでの問題解決の支援ばかりでなく、積極的、建設的な生涯にわたる生活設計にも参画し、その人間活動に寄与するものでなければならぬ。

それは、いわば、母子家庭の自立、安定、発達のコアに対する支援であり、他のさまざまな生活資源の施策援助も、この母子家庭の核である主體的統合下に組込まれて、はじめて生かされるものである。それは母子家庭の成功例が、最後はその人による、といわれるゆえんでもある。母子家庭の孤立も破綻も基本的には、この主体において起こるのである。

そして、現在、この重要な主体への相談指導の支援が不足、欠如しているのではないかと、危惧されるのである。

(母子相談員の複数配置と相談システムの成立)

母子相談員がかかわりをもたず、また、その状況もよくは握できない多数の母子家庭が残されていることは、民生・児童委員の活動と以下に記す母子・父子福祉推進員の開設によって、ほぼカバーできるかと期待される。

しかし、母子相談員設置要綱の趣旨、及び母子相談活動の充実、また、母子・父子福祉推進員の開設と、それへの指導からいっても、やはり、母子相談員は一福祉事務所所当たり、常勤と非常勤の複数配置としたい。こうして、母子相談員を中心とする地域母子家庭に

対する相談システムが、まとまって運営され、そこに自主独立的な責任性、相互研修による質の向上等、相乗効果も期待できるのである。

(母子・父子福祉推進員の開設)

母子・父子福祉推進員は、昭和五十五年度から新設されることとなったが、この母子・父子福祉推進員は、地域の身近なところにおいて、地域における母子・父子家庭に対する

相談活動や日常の援助、各種情報の提供、行政との連絡、さらには地域母子(父子)福祉団体等が行う諸活動の担い手となる必要がある。この推進員の人数は、ボランティアである母子・父子福祉推進員がどのくらいの日数をこの業務に当てられるかによるが、概ね、小学校区単位に一名ぐらいが最少限度必要と考えられる。

また、母子・父子福祉推進員は、一つは、母子福祉会員の中から、健康でかつ、活動することに余裕があり、相談指導への適性があり、社会的な機関と資源に協力関係がもて、さらにその人自身が生きた成功例であるような、将来の母子福祉会の中核として期待される人を選ぶ。二つは、すでに、さまざまの知識と経験、資源と行動力をもつ婦人民生・児

童委員の中から選ぶようにする。任期は二年で再任できるものとし、母子家庭の母の年齢を考えて、あまり年齢差が大きくなならないような配慮も必要であろう。

なお、母子・父子福祉推進員の設置にあたっては、将来は母子（父子）福祉会員、婦人民生・児童委員以外にも、地域の関係団体等から適任者を選ぶことが必要であろう。また、教師、保母、看護婦、保健婦、専門相談員等の有資格者、専門経験者からあてられることも望ましい。

（母子相談員、母子・父子福祉推進員の研修、スーパービジョン）

母子相談員の業務内容から、かなり広範な諸制度、諸機関の実務知識と協力関係が必要であり、かつ、それらを生かす相談指導の専門技術がなければならぬ。初任時をはじめ、一定期間この集合研修も必要であるが、不可欠なのは、こうした実務の相談指導における、日常のスーパービジョンである。このスーパービジョンは、ひとたびなされると、あとは、そこで育った者がスーパーパイザーとなつて、次々に自主的にスーパービジョンがなされる性質をもっている。

したがって、少なくとも、相当の期間は、

例えば、外部から専門スーパーパイザーを依頼し、各地域の巡回スーパービジョンを実施してはどうかと思う。母子・父子福祉推進員についても、母子家庭に質の高い効果をもたらさしめるよう、家事・育児・教育・看護・生活等に関する指導、援助、相談についての研修を充実する必要がある。

（父子家庭に対する適用）

以上述べたことは、そのまま、父子家庭にも本来適用されるべきものである。当分は母子相談員、母子・父子福祉推進員の協力によつて行わざるをえないだろうが、将来は、父子家庭特有の困難なケースにも対応できるよう、父子相談の窓口と父子相談の専門員を設置する必要がある。

5 ホームコンパニオン派遣事業（人的資源
・その三）

（ホームコンパニオン派遣事業の現状）

本県では、昭和五十四年四月から、母子・父子家庭に対しても、ホームコンパニオン（介護人）派遣事業が発足し、これにより母子・父子家庭の最大の不安の一つである、親や子どもの一時的疾病時の家事・育児・介護・看護等、家庭機能の人的資源が確保されることになった。とくに国の基準では配慮され

ていない子の疾病と父子家庭を含め、さらに所得制限を撤廃したことは、評価される。しかし、対象家庭から、各種の利用条件の緩和の要望もでているところから、これらを含め、今後以下のような改善が必要かと思われる。

（派遣の条件の拡大化）

派遣対象の枠の拡大については、母子・父子家庭の生活の実情にてらして、派遣条件の拡大を因つていく必要がある。例えば、同居する祖父母等の疾病とか、その他の事由により日常生活に支障が生じた場合にも派遣できるように考慮すべきである。また派遣事由によつては、所得の状況により対象家庭を限定することも考えられる。

（ホームコンパニオンの研修等）（略）

（広報活動）（略）

（学生ホームコンパニオン制度の導入）

（略）

6 母子福祉団体の活性化と自主的、積極的活動への支援（人的資源・その四）

（母子福祉団体の目的と役割の再確認）

母子福祉団体は、母子福祉法にあるように、母子・寡婦家庭の福祉増進を主たる目的として、国、県、市町村の施策と連携及び協

力をしながら、地域に対しては相互協力を行い、会員に対しては仲間同士の相互援助、指導を行うところに、その趣旨がある。

とくに民間団体として、行政のなじみにくい私的領域に深くかかわり、親族と公的機関のあいだにあつて、いわば小回りのきく機動的即応性と開拓実験性にとり、生活の全般にわたる援助の補完性、そして、母子・寡婦家庭に対する多種多様な援助を与える独自の役割がある。こうした本来の目的、趣旨と役割を積極的に果たすには、以下の改善が必要であらう。

活性化)

ア 現状 本県の母子家庭の数は、全県で約三万六〇〇〇世帯、県所管地域で約一万六〇〇〇世帯と推定されるが、母子福祉会への加入率は低い。しかも、加入している母子家庭と寡婦家庭の比率は約一対二で寡婦家庭の方が多くなっている。

このことは、生活に余裕がなく、かつ、最も支援を必要とするであろう若年母子家庭に未加入が多く、また、母子福祉団体による地域協力や相互援助、指導にあずかれないものが多数残っていることが考えられる。

イ 改善 一、二の「母子・父子家庭とのかわりと広報活動」に記したように、母子福祉会もこの広報活動と相協働して、加入の促進をはからねばならない。母子(父子)福祉手帳、機関紙「しらゆり」の配布時は、加入率が上昇すれば、自然と団体の性格も母子家庭に重点が移動することになり、かつ、人材と、会費収入の増加による自主財源の豊かさを得られることになる。

(会員間の融合とリーダー層の活性化)

ア 現状 会員間には、次のような差が目立っている。ア若年母子家庭、高年母子家庭、寡婦家庭といった年齢、世代、家族周期の差、イ発生原因別、ウ親族との同居の有無、エ就業職種、オ就業時間、カ世帯収入、キ福祉制度等への権利意識、受容と拒否の態度、利用度、ク生きがいと価値感。そして、これらの差が、また、会への未加入、会合への欠席、相互扶助へのうすさにも現われてこよう。しかも、この点を放置したまま加入を促進すると、会員間にいつその断層と分裂をも生じかねない。

イ 改善 幸いに、昭和五十五年度から、母子・父子福祉推進員制度が発足することに

なった。四の「母子・父子福祉推進員の新設」のところで記したように、偏りのない幅広い有能なリーダーシップをもつ母子・父子福祉推進員を選び、この人を中核ないし相談役等にして、会員間のさまざまなズレを克服し、融合と相互扶助、そして、団体の本来の目的と活動に向って進むよう、期待したい。また、そのためには、これまでの母子福祉会の幹部と新設の母子福祉推進員が今後には備えて十分な相互連絡と(合宿)研修を重ね、リーダー層において、まず一体化する必要がある。

(母子福祉団体の自主財源と自主的事業計画による独立主体化への支援)

現在、(財)神奈川県母子福祉連絡協議会は一〇種類以上の事業を行っている。母子福祉団体が、本来の目的と役割を果たすためには、さらに、積極的な事業計画の自主決定とそれを可能にする自主財源がなければならぬ。まず自主財源を豊かにするには、次の方法が考えられよう。ア前述べた加入率の増加による会費収入の上昇、イ収益事業の発展、ウ資金援助資源の活用、エ受益者負担による家政員派遣事業のような収益事業の実施の検討。

また、収益事業として、現在、物資あつ旋と売店業務を行っているが、努力のわりには、思うような収益があらならないようである。幸いに昭和五十七年度には、婦人総合センター（仮称）が建設される予定であるので、そこでの売店が（財）神奈川県母子福祉連絡協議会により設置されるよう配慮された。さらに、これを拠点店舗として、他の公共施設内にチェーン方式の売店網を形成し、量販体制を確立する。この販売網が完成すれば、それを地区拠点として、現在の物資あつ旋も、よりスムーズに会員内外を対象として行うことが可能となろう。

それには、同団体に収益事業部を設け、低利融資をうけ、かつ、公共施設内売店網の先行占有率が鍵となる。

県、市町村としても、これらの自主財源の確保と団体の自主性を支援し、母子福祉団体が、本来の目的と役割を積極的に遂行できるように、その育成につとめなければならない。

（母子福祉団体の地域との連携・協力化）
従来、各福祉団体が、ともすると地域で、自己閉鎖的になる傾向があった。そこで、母子福祉団体の理解を地域に求め、地域にも開かれた、連携と協力のノーマライゼーション

とインテグレーションの実をあげるよう、はからねばならない。

（父子福祉団体の結成化）

父子家庭の数は、全県で約七七〇〇世帯と推定され、県所管地域では約三五〇〇世帯である。母子家庭数に対する比率は、全県で二一％、県所管地域で二二％である。したがって、地域的には、かなり分散しており、また、従来、体系的な父子福祉施策がなかったことから、父子福祉についての関心もつらいことが推察される。しかし、父子家庭の七〇％は経済的に余裕がなく、親子関係は疎で、子どもの非行率、自殺率も一般家庭や母子家庭に比べて高く、地域社会からはより孤立化しやすい。とくに六一％を占める父子のみの家庭では、いつそうしかりである。

この意味で、父子家庭は、母子家庭以上に深刻な問題をもつ場合があり、これら父子家庭の支援は欠かすことができない。父子家庭との接触と関係づけ、そして、さまざまの対策は、当分は、啓発を含めて、公私の既成の機関が行い、既述したような母子福祉施策の協力的ないし協働も要しようが、やがては、父子家庭自体が、みずから独立主体的な父子福祉団体を結成することも必要であろう。

7 母子・父子家庭の家計費に対する援助

（経済的資源・その一）

（シビル・ミニマムと家計収支への援助）

ア現状 母子家庭の平均世帯月収は、一般勤労者世帯の二分の一であり、生計に余裕のないものは八九％、うち赤字の出るものは六二％である。父子家庭の世帯収入源のうち最多は父の収入によっているが、この父の収入は、本県のモデル賃金調査と比較して、明らかに低い。また、その生計に余裕のないものは七〇％で、うち赤字の出るものは三二％である。この「赤字の出るもの」と、「赤字は出ないが貯金なし」のものとのあいだに、仮にシビル・ミニマムの線を引くと、この境い目は、ほぼ昭和五十四年の世帯月収で、母子家庭は一四万円、時父子家庭は一五万円と推察される。

これではむろん、自立に必要な自己資金の蓄積ができず、また、不時の出費に困難を来たすわけだが、少なくとも、この最低限のシビル・ミニマムは確保し、赤字解消になるよう支援しなければならない。

イ収入増加の援助 母子家庭について

は、ア就業条件（収入）の改善、イ

民法上の生活保障にかかわる権利の活用、

ウ 国に対して遺族、母子、母子福祉の各年金、児童扶養手当等の増額を要請、とくに、子の数による加算額の改善を要請、イ 民間アパート・借間・借家に居住するものに住宅手当の検討。

父子家庭については、上記母子家庭のア、イ、エは同様だが、ウについては、国に対して遺族・父子福祉の各年金制度並びに生活保護の父子加算設置と、児童扶養手当等の新たな適用の要望。

ウ 支出減少の援助 母子家庭については、ア 医療費の負担軽減、イ し尿手数料、電気・ガス・電話料金の補助、NHK受信料の減免、ウ 母子福祉手帳による劇場等割引の拡大、エ 私立高校の授業料補助を公立高校なみに引上げ、各種・専修学校及び一定の都・予備校の授業料を補助（あるいは修学資金の貸付け）。

なお、アで述べた医療費の負担軽減についてであるが、母子家庭の実態を考えると、医療費の負担はかなり家計を圧迫するものと思われる。したがって、この母子家庭の医療費の軽減対策は、本来、国の各種医療保険制度の中で実施されるべきものと思料されるところから、これの実現方について国に要望し

たい。

しかし、県・市町村においても、母子家庭の実情から、この問題については、それぞれの立場から今後の研究課題とされたい。

父子家庭については上記のア、イについては同様だが、その他に国に対し、所得税及び地方税法上の父子世帯控除の設置を要請する。

（所得制限ないし所得段階別援助）
なお、以上の家計収支への援助は、できる限り、所得制限ないし所得段階別方式を用

い、共に必要なところに援助の厚きを期したい。

8 母子・寡婦福祉資金と特別母子福祉資金についての改善（経済的資源・その二）

（広報、手続き、緊急利用の改善）

母子・寡婦家庭の中には、母子・寡婦福祉資金の利用経験のないもの、また、制度を知らないものもいる。そこで、この制度の活用については、既述したような各種の広報活動にさらに努めるとともに、手続き等についてもできるだけ簡便化の方向が望ましい。

緊急に資金を要する場合については、県母子福祉連絡協議会に緊急母子援護資金があるが、貸付限度額が少額である。少なくとも一

カ月間のシビル・ミニマムの生計費一四万円まで引上げる要があり、その資金原資についても県・市町村の支援を得たい。

（母子福祉資金等の増額）

母子家庭の経済的自立のための母子福祉資金の貸付けについては、年々貸付資金限度額の引上げの要求が強く、貸付原資の大幅な増額が必要である。そこで国に対し、貸付原資の大幅な増額を要求するとともに、県の特別母子福祉資金についての貸付種類の拡充、市町村福祉資金の新設、並びに増額を期待したい。なお貸付けの決定については、次の公式（平均月収）を参考にされたい。

「 $\frac{1}{12}$ 」（貸付額）+（自己流動資産額-自己保留額）シビル・ミニマムの月生計費+事業の月運転資金（）+（他からの借入金）による月額純収入増」+「従来の自己月収額」

「（シビル・ミニマムの月生計費）+（他からの借入金の月償還金）+（他の負債の月償還金）+（貸付資金月償還金）」

i シビル・ミニマムの生活は、この公式の等号（=）にある。家計（事業）成長は、こ

の公式の不等号（ $<$ ）にあり、成長のためには、少なくとも、右辺が左辺の「 \cdot 」 \cdot 」の二倍が必要であろう。

現に使用している持家など自己の固定資産は、直接の収入源にならない限り、考慮外とする。

他からの借入金は、親族以外からのものは、慎重な検討を要し、どうしても必要な場合は、県・市町村の中小企業金融施策など低利安全なものを用いる。

かくて、貸付限度額の増額が必要となり、他方、貸付資金の月償還金は、償還期間の長期化等による減額も必要となる。これらの改善を期待したい。

（現行貸付資金の種類別改善）

ア 修学資金 母子福祉資金の中で、件数、金額とも非常に重いウエイトをもっており、この傾向は年々伸長している。

改善としては、各種学校、専修学校、塾、予備校のうち、一定範囲のものに適用を拡大する。また、貸付額等ほとんど同じか有利である日本育英会奨学金の利用を大いに薦められたい。

イ 事業開始資金 現在の社会情勢からみて貸付限度額の引上げが望まれる。

ウ 事業継続資金 特別母子福祉資金貸付制度の中に新設を含めて、貸付限度額の引上げを要しよう。

エ 就学支度資金 近年高額になりつつある私立学校の入学金に見合うよう引上げを要しよう。

オ その他の資金 このうち、技能習得資金については、より有利な就業のための技能習得を考えて、貸付限度額の再検討を要しよう。また、十分な技能習得のためには、一定期間の生活を支える生活資金が必要であり、特別母子福祉資金貸付制度における新設とともに、貸付限度額の引上げを検討すべきである。

（貸付資金の種類の新設）

母子・寡婦・特別母子福祉資金貸付制度に、貸付金の種類の新設を下記のとおり要望する。

ア 住宅設備機器資金 孤立しやすく娯楽の機会に乏しく、かつ、時間不足と過労、低収入に悩まされる母子家庭にとつて、連絡用の電話、入浴設備、家電製品等は、一般家庭以上に必需品と思われる。しかも、これらはかなり高価で、月賦・ローンにしても家計にかなりの負担となるところから、この資金が

必要である。

イ 結婚資金 寡婦福祉資金に、子どものための結婚資金があるが、母子家庭の母（寡婦も）の再婚のための結婚資金を新設し、再婚しやすくするための資金である。

ウ 旅行資金 母子休養ホーム「しらゆり」への交通費、母子家庭が最も頼りにしている親族間の往来、修学旅行のための費用にあてる資金である。

エ 住宅の新築資金 現在、住宅の増改築修繕等の資金はあるが、住宅の新築、または購入については対象外であるのでこれに要する資金である。

（貸付資金の償還方法の改善）

償還については、過重な負担とならないよう、前述の貸付額決定の公式にある一回あたりの償還金が一応のめやすとなるよう。また、償還期間を延長することも研究の余地があるよう。

（父子家庭への資金貸付け）

父子家庭のうち資金貸付けを要する低所得世帯については、世帯更生資金貸付制度の活用が望ましく、場合によっては、この制度運営に、父子家庭の別枠をつくらることが考えられる。なお、世帯更生資金貸付制度の運営に

については、前述の母子・寡婦・特別母子福祉資金についての改善案を十分参考にされた。

9 母子・父子家庭の就業に対する支援（経済的資源・その三）

（就業の意義と総合的対策）

母子家庭の母のうち八三％は就業者であり、これに無業者のうちの就業希望者一二％を加えると、実に九五％のものが就業にかかわることになる。父子家庭の父の就業率は九四％である。

就業は、母子・父子家庭にとって、育児・家事との両立という困難な問題を生むが、両立さえ可能であれば、家庭の経済的、社会的、精神的自立の基盤となり、親そして子どもにとっても自恃の誇りと生きがい、主体的活力の源泉となるものである。また、母子・父子家庭にとっての就業は、祖父母の扶養、親自身の老後保障、さらには子どもへの養育を確保する意味においても、三世代にわたるライフ・サイクルを支える長期的意義をもつものである。そして就業は、経済変動、労働力需給状況の動向といった長期的展望の上に立って、総合的、体系的対策が考えられなければならないものである。

したがって、この問題については、国、県、市町村の関係機関はもとより、企業、組合、各種団体の有機的連携と協力のもとに対処する必要がある。

（母子・父子家庭発生直後の支援）

ア 現状 六五％の母子家庭の母は、生死別のショックやしこりを十分にいやす余裕のないまま、生活のため、発生後ただちに就業せざるを得ない状況にある。そして、その就業の際も、技能習得等十分な就業準備もなく、各種の生活保障や福祉施策活用 of 知識もなく、将来への確たる生活設計もないままに、多くは不利な就業に甘んじなければならない現状にある。

父子家庭の父も、その二二％は、発生直後に育児・家事等の理由からより不利な転職をよぎなくされており、就業と育児・家事のほぎまにあつて、いずれかを犠牲にせざるを得ない状況に追いこまれている。

イ 就業準備期間の確保と支援 ところで上記の問題を余裕をもって処理し、明るい堅実な生活設計をもって新たな生活をはじめには、一定の就業準備期間をもつことが必要である。とくに、母子家庭の母に多い新たな就業や、転業の場合はそうである。そのため

には、既述した民法、年金・保険制度並びに福祉諸制度上の生活保障（生活資金貸付けの改善を含む）の活用がはかられる必要がある。

また、この間、有利な就・転業のための技術習得には、職業訓練施設における訓練と訓練手当のシビル・ミニマムへの引上げが必要である。

さらにこの就業準備期間に、今後の生活設計を行うことができるように必要な情報の提供や相談指導が必要である。

（勤労家庭への支援）

ア 就業経路（職業紹介）の支援 母子家庭の母のうち六五％は勤労者であるが、その就業経路は、友人、知人の紹介五二％、親族の紹介一四％、企業の募集ピラなど一三％、その他一三％で、公共職業安定所の紹介は七％である。育児・家事の重い責任を負い、また、多くが非専門、無資格者である中・高年婦人が、新しく就業する場合、いわばハンディキャップの重なる弱者なのであるから、社会的公正の意味からも、技能習得・職業紹介において特別の優遇支援措置があつてよいと思われる。

父子家庭の父については、父子家庭となつ

た後でも、転業を含む就業継続者がほとんどである点を除けば、他は母子家庭の母と同様なハンディキャップをもっている。

支援施策としては、ア母子・父子家庭

の親の就業のために、専任の相談員を拡大配置する。

イ公共職業安定所を始めとする各種の就業サービス機関のPR、母子・父子家庭の親のための重点的、積極的な求人開拓、関係機関同士のコンピュータシステム

による集約簡素化と多資源による紹介就職率の上昇化、

ウ国レベルの問題であろう

が、雇用の機会の確保及び拡大のため、父子家庭の父については雇用奨励金制度の設置、

母子家庭の母についてはその増額、^エ就業の安定、定着化期間すなわち就業後二〜五年のアフターケア、などが必要である。

イ 家庭生活（育児・家事）との両立への支援

母子家庭の母は就労と育児・家事に合わせ、一般的に身体的・精神的な余裕がみられない場合が多い。

例えば、母子家庭の母の生活時間について、

余裕のないものは、「社会団体への参加ができないもの」八四%、「友人・知人との交際ができないもの」七三%、「テレビがみられないもの」七三%、「家事・子どもとの

団らん・休息・睡眠の著しく不足がちなもの」三五%〜四五%、となっている。

父子家庭の状態をみると、父の勤務時間では、九時間以上が三三%、うち一〇時間以上が一五%ある。また、父子家庭の父のうち、

五〇%が仕事上のマイナス面を感じており、「生活の疲れが残る」三〇%、「仕事にうち

込めない」一三%、「残業ができない」七%となっており、家庭生活との両立の困難さを

示している。さらに、医療保険の加入状況からみても、半数以上は不安定就業層と推測さ

れ、収入も明らかに一般に比べて低い。

支援施策としては、ア家庭生活との両立が可能な職種・職場、そして完全週休二日

制の実施と年次有給休暇の完全消化、育児早退・休暇制度の設置並びに母子・父子家庭への

理解等のある職場への就業支援、イ時間的に不利な就業の場合におけるその児童に

対する保育・指導、ウその他既述したような各種支援施策、などが必要である。

(自営業家庭への支援)

母子家庭の母にとっては、自営業は、中高年向きのより収入等の安定した職種であり、ライフ・サイクルの目標や励みにもなるのである。しかし、問題としては、自営業の割合

が二%と少なく、依然として家庭生活との両立困難なもの（とくに夜間営業）があり、かつ、事業成長に不安が伴うことである。

父子家庭の父の自営業は二〇%であるが、収入は常用勤労者と大差なく、母子家庭の自営業と同様に、ほとんどは小規模零細企業であると思われる、やはり、事業成長に不安が伴う。

支援施策としては、ア自営業経営のための各種経営セミナーと経営コンサルタント制の設置、イ事業資金の低利融資・貸付金（既述）、ウ共同事業の奨励（貸付金の増額が可能となり、また育児・家事に融通性ができる両立が可能となる。）、エ夜間営業はできるかぎり避けたいが、その場合の児童の保護・指導、オ公共施設内売店、たばこ小売店の積極的開拓とPR、優先開設率の設定、カ母子（将来は父子も）福祉団体の事業の活性化（既述）。

(内職家庭への支援)

母子家庭の母のうち八%、父子家庭の父のうち〇・一%が内職をしている。家庭生活との両立は容易であろうが、収入、生活の安定、生きがいの三点で非常に不安定であるため、安定している常用勤労が自営業への転業

をはかるようにしたい。

10 母子・父子家庭の住宅に対する支援

(物的資源・その一)

(現状と希望する住宅条件)

母子・父子家庭発生後の住居移動は、母子家庭三五%、父子家庭一九%である。なお母子・父子家庭が希望する住宅条件は次のとおりである。ア 食寝分離と子どもの部屋をもつ広さ(二丁三室)であること、イ 共同の炊事場、便所、浴場等でなく、かつ、世間の眼などに対してのプライバシーの保全がはかられること、ウ 鍵のかかり易さと防災の管理の容易なこと、エ 低住居費であること、オ 支援親族、友人、知人等の近所にあること、カ 就業先き、子の委託、通学先きの近所にあること。

問題は、これらの条件に反する狭小、共同生活、老朽、相対的高家賃が集中する木造民間アパート、借間、給与住宅等に住む母子家庭が二五%おり、父子家庭もほぼ同じくらいいることである。転居希望も母子家庭に三六%、父子家庭に三九%ある。

なぜこうなるかは、発生直後に心身の疲労から支援親族等の近所に住み、転居費用の高額なことであって、そのまま諦め、就業、転

業も、近くの手軽ではあるが不利な職種についてしまうことによる。

(公営住宅の建設促進及び優先入居と住

宅手当の支給)

母子・父子家庭の入居が容易になるよう公営住宅の建設促進・優先入居がさらに必要である。しかし、他面で公営住宅は、希望条件のうちア、エはほぼみたしうるが、場所的關係もあって、オとかは必ずしも充足されない。公営住宅内に、支援親族や(職場等の)友人・知人がおり、かつ、就業しうる売店、小売店等の優先開設があればよいが、現状は困難である。

そこで、オやカの条件を重んじると、木造民間アパート等に住むことになる。つまり、母子・父子家庭の希望条件に適合した公営住宅を、必ずしも提供しえないという事実を踏まえて、木造アパート等に居住する場合は、一定限度の住宅手当を支給するなど、地方公共団体は、できる限りよい居住条件をもてるよう支援すべきである。

11 母子休養ホーム「しらゆり」の整備と低所得母子家庭招待事業の拡大(物的資源・

その一) (略)

12 母子・父子家庭の地域生活に対する支援

(地域資源・その一) (略)

13 母子寮の改善(地域資源・その二)

母子寮は、とくに支援親族等から孤立し、しかも動揺と不安定の激しい発生直後の母子家庭には、適切な社会復帰施設と思われる。しかし、入寮者は、全国的にまた本県についても下降しており、母子寮のあり方が見直されなければならない実情にある。

母子寮の機能については、住宅提供機能、生活維持機能、保護・指導機能等の広い視点から、母子家庭の福祉を推進する社会的機能を有するとされている。今日の複雑な母子問題に対応できる、母子寮の機能の充実については、種々論議が行なわれているところである。

そこでは、地域の实情に即した機能の強化と整備が今後の課題とされており、さらに掘り下げて研究されなければならない。

なお、母子寮については検討を要する。

14 母子福祉センターの新しい機能(総合資源) (略)